

平成30年9月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成30年8月27日

## 平成30年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	第2次伊那市総合計画基本構想の概要……………	3
議案第3号関係資料(1)	伊那市役所支所設置条例新旧対照表……………	9
議案第3号関係資料(2)	伊那市地域自治区条例新旧対照表……………	10
議案第4号関係資料(1)	伊那市税条例等改正概要……………	11
議案第4号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表(第1条関係)……………	13
議案第4号関係資料(3)	伊那市税条例新旧対照表(第2条関係)……………	23
議案第4号関係資料(4)	伊那市税条例新旧対照表(第3条関係)……………	24
議案第4号関係資料(5)	伊那市税条例新旧対照表(第4条関係)……………	25
議案第4号関係資料(6)	伊那市税条例新旧対照表(第5条関係)……………	26
議案第4号関係資料(7)	伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	28
議案第4号関係資料(8)	伊那市都市計画税条例新旧対照表……………	30
議案第5号関係資料	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	31

## 第 2 次伊那市総合計画基本構想の概要

### I 序論

#### 第 1 章 計画策定にあたって

##### 第 1 節 計画策定の趣旨

2006 年（平成 18 年）3 月 31 日の合併により誕生した伊那市は、「新市まちづくり計画」を踏まえ、2009 年度（平成 21 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）までを計画期間とする「第 1 次伊那市総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきた。

この間、国や地方を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や人口減少問題の顕在化、環境問題の深刻化、財政状況の悪化、産業・雇用構造の変化、高度情報化の進展など、刻一刻と変化し、さらに、2027 年に予定されているリニア中央新幹線の開業に伴い、地域全体の社会環境が劇的に変化することも想定されている。

また、地方分権の進展により、自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、地方創生の視点から本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、市民や地域、各種団体など多様な主体の参加と協働による取組の重要性が今まで以上に高まっている。

こうした状況を踏まえ、第 1 次伊那市総合計画の成果を引き継ぐとともに、従来にはない変化や新たな課題に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針として、長期的な展望を示すために新たな総合計画を策定する。

##### 第 2 節 計画の構成及び期間

###### 1 基本構想

2019 年度を初年度とし、2028 年度を目標年度とする。

###### 2 基本計画

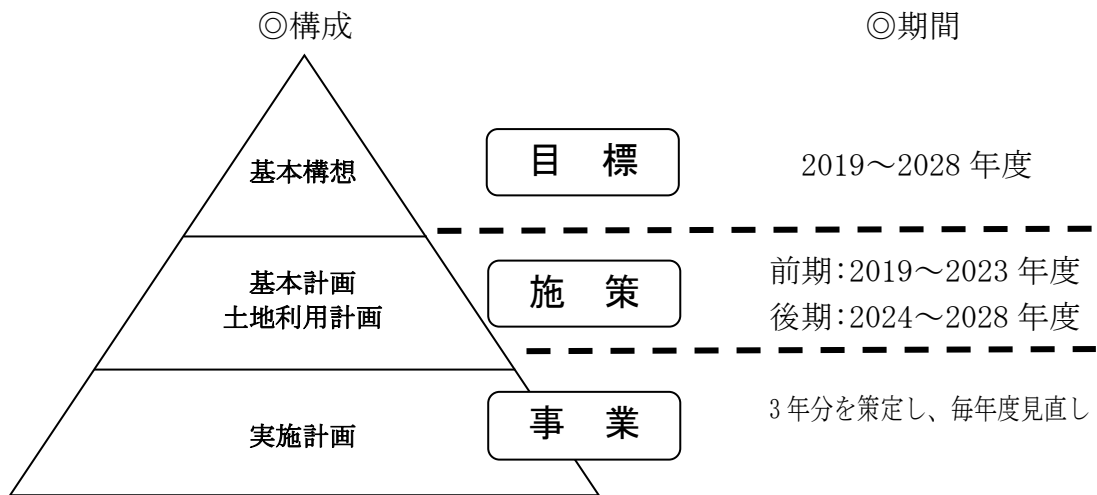
2019 年度から 2023 年度までを前期基本計画期間とし、2024 年度から 2028 年度までを後期基本計画期間とする。

###### 3 土地利用計画

国・県が策定した「国土利用計画」や県が策定した「土地利用基本計画」を踏まえ、原則として 5 か年の計画とし、社会・経済情勢の変化等に応じて内容の見直しを行う。

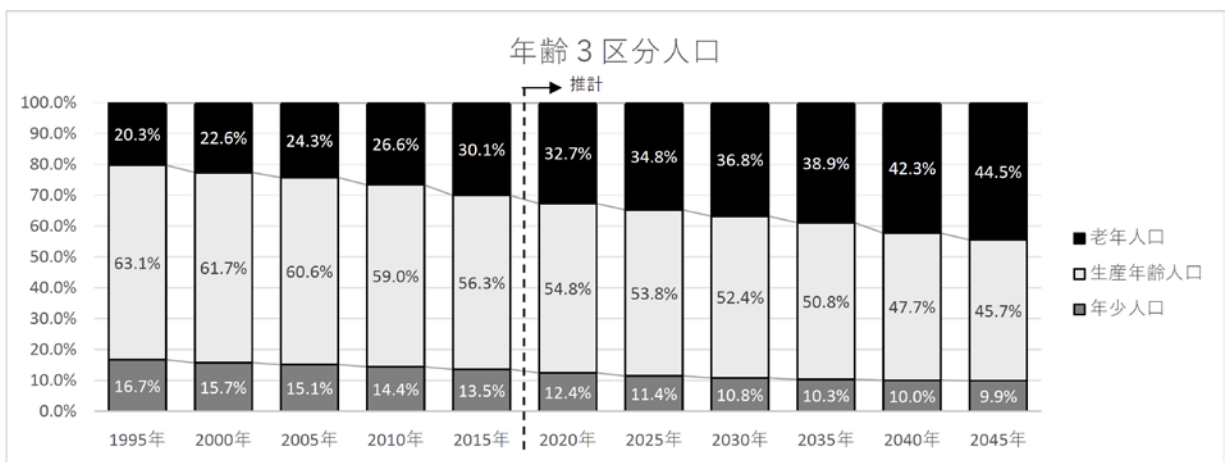
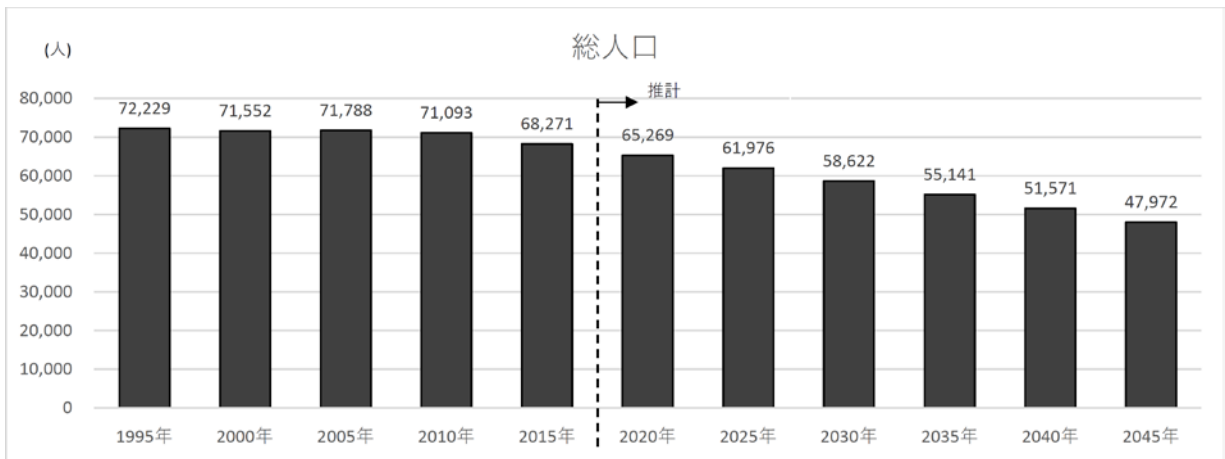
###### 4 実施計画

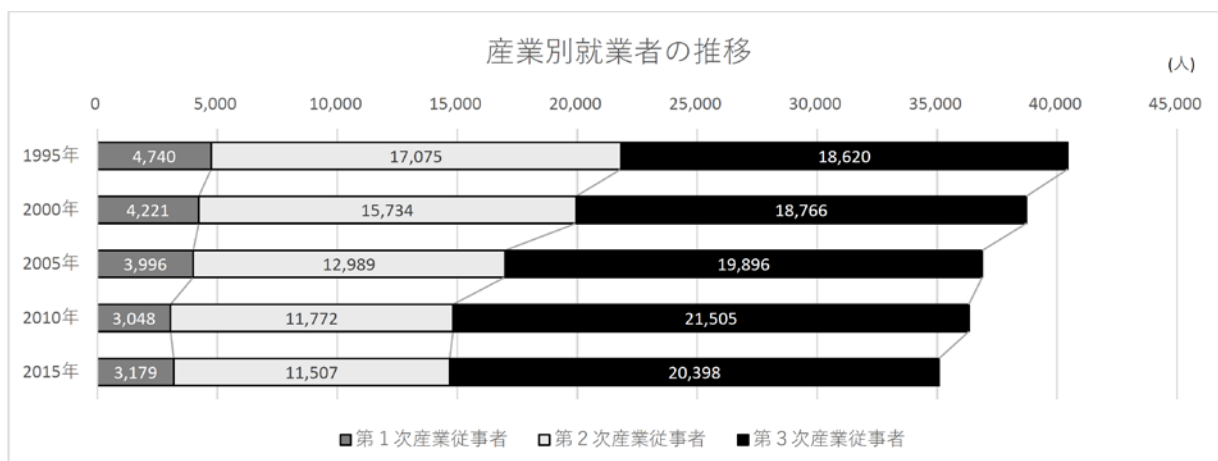
3 か年の計画とし、毎年度見直しを行う。



## 第2章 本市の姿

- 第1節 自然と地理
- 第2節 沿革と現況
- 第3節 産業と文化
- 第4節 主要指標





【資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）】

### 第3章 計画策定の背景

#### 第1節 本市を取り巻く時代の潮流

- 1 人口減少及び少子高齢社会の急速な進行
- 2 地域の特性を生かした地方創生の時代
- 3 地方分権の進展と行財政運営の健全化
- 4 自然環境及びエネルギーに対する関心の高まり
- 5 平均寿命の延伸と健康意識の高揚
- 6 農林業・農山村を取り巻く環境の変化
- 7 情報通信技術の進化と第4次産業革命
- 8 産業構造の変化と労働力人口の減少
- 9 グローバル社会の進展
- 10 ライフスタイルの多様化とコミュニティの変容
- 11 新たな交通ネットワークの確立
- 12 社会資本の老朽化
- 13 防災意識の高揚
- 14 SDGs（持続可能な開発目標）への取組

#### 第2節 市民意識等から見える課題の整理

- 1 市民アンケートより
- 2 市民ワークショップより

#### 第3節 第1次伊那市総合計画の総括

## II 基本構想

### 第1章 基本理念

合併10周年に当たる2016年（平成28年）3月31日に制定した「伊那市民憲章」を伊那市総合計画の基本理念とし、「生きがい」「働きがい」があり、暮らしやすく平和で希望に満ちた伊那市の実現を目指す。

### 第2章 将来像

第1次総合計画では、自然と人が共生し、様々な産業が自然と調和して発展するまちを目指し、「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市 ～人と歴史と文化を育む 活力と交流の美しいまち～」を将来像に掲げ、その実現に取り組んできた。第2次総合計画では、これを基本として踏襲した上で、共生から協創へと、より能動性をもってステージアップし、この地に暮らす私たちが共に力を合わせて、将来にわたり持続可能で輝かしい伊那市の未来を築いていくために、新たな将来像を次のように定める。

## 未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市

この将来像は、歴史や文化を「縦糸」に、自然を「横糸」にして、輝かしい未来を織り上げていく市の姿を描くとともに、様々な主体が連携し、創造を繰り返しながら、人の知恵や経験、技術と、自然の恵みである資源や、その活用による産業などが過去からの時間軸と地域間の枠を超えて循環することによって効果が生まれ、その効果が相互に作用して更なる効果を生み出す、そうした循環が連鎖する力強い市の姿を表している。

将来像を実現するための基本目標を次のように定める。

- ◆地域の未来を協創する協働のまちづくり
- ◆自然と調和した環境にやさしいまちづくり
- ◆子育てを支え、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり
- ◆地域の個性と魅力が輝くにぎわいと活力のあるまちづくり
- ◆歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり
- ◆生活基盤の充実した安全で快適に暮らせるまちづくり

### 第3章 施策の大綱

本市の将来像を実現するための6つの基本目標について、施策の大綱を次のように定める。

#### 第1節 地域の未来を協創する協働のまちづくり

##### ◆主要施策

- 1 地域活力の創造
- 2 市民の視点に立った行財政運営

#### 第2節 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

##### ◆主要施策

- 1 豊かな自然との共生
- 2 環境にやさしい循環型社会の実現

#### 第3節 子育てを支え、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり

##### ◆主要施策

- 1 安心して子育てができるきめ細かな支援
- 2 健やかで思いやりのある地域共生社会の実現

#### 第4節 地域の個性と魅力が輝くにぎわいと活力のあるまちづくり

##### ◆主要施策

- 1 活力に満ちた産業の振興
- 2 生活の基盤となるしごとの創出
- 3 おもてなしの心による賑わいの創出と魅力発信
- 4 交流と連携による地域の活性化

#### 第5節 歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり

##### ◆主要施策

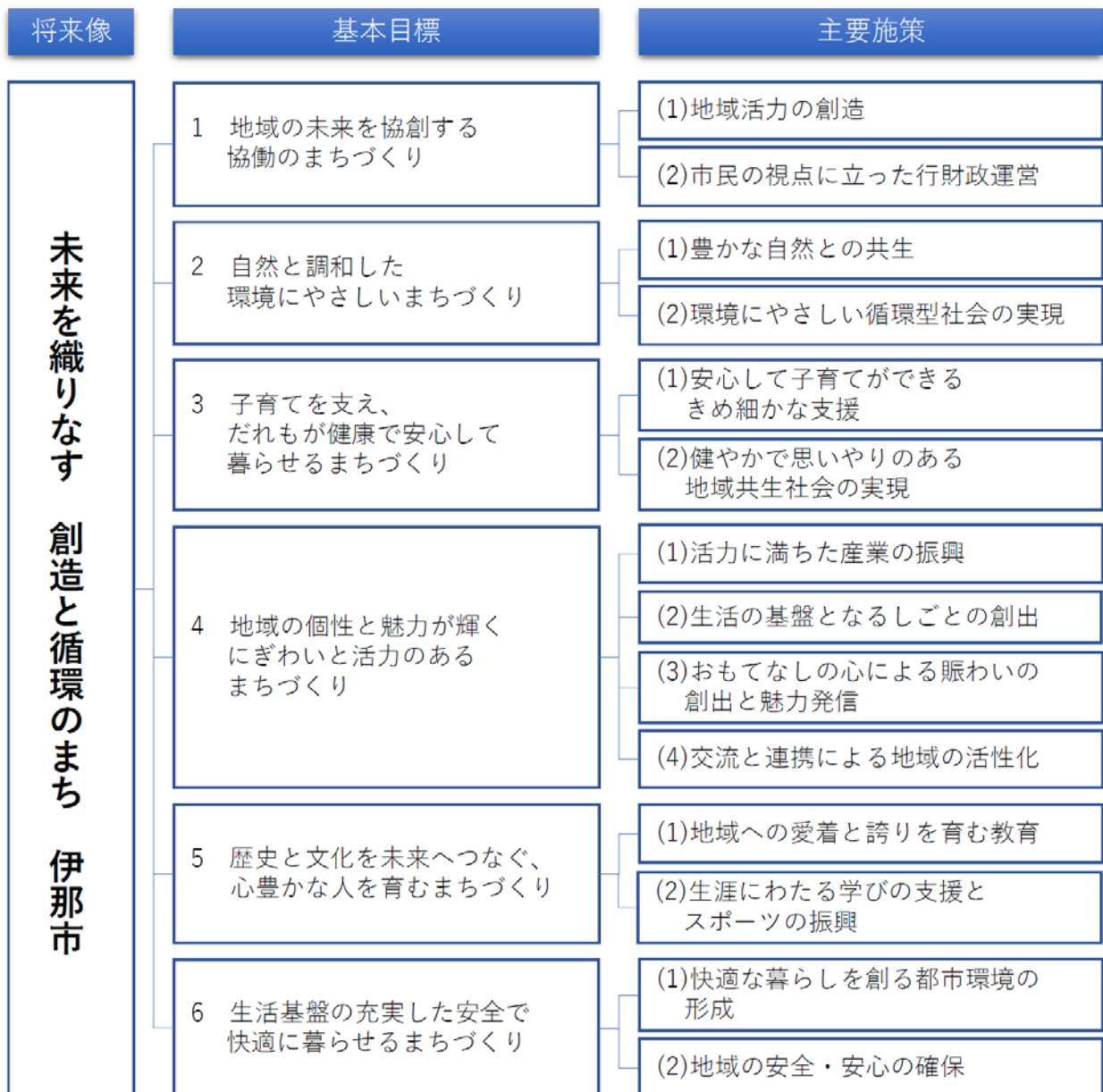
- 1 地域への愛着と誇りを育む教育
- 2 生涯にわたる学びの支援とスポーツの振興

#### 第6節 生活基盤の充実した安全で快適に暮らせるまちづくり

##### ◆主要施策

- 1 快適な暮らしを創る都市環境の形成
- 2 地域の安全・安心の確保

## 施策体系図



## 第4章 土地利用構想

公共の福祉を優先させる中で、各産業分野の均衡ある発展と安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、長野県南部の中心都市としての広域的見地から、将来像である「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」にふさわしい土地利用を進める。

### 土地利用の基本方針

- ◆市域の適切な管理保全と有効活用に向けた土地利用
- ◆自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ◆地域の安全・安心を実現する土地利用



# 議案第3号関係資料(1)

## 伊那市役所支所設置条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(支所の名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(支所の名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
支所の名称	位置	所管区域	支所の名称	位置	所管区域
伊那市役所高遠町総合支所	伊那市高遠町西高遠1806番地	高遠町の区域	伊那市役所高遠町総合支所	伊那市高遠町西高遠810番地 1	高遠町の区域
略			略		

## 議案第3号関係資料(2)

### 伊那市地域自治区条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高遠町地域自治区事務所</td> <td>伊那市高遠町西高遠1806番地</td> <td>高遠町地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略			高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠1806番地	高遠町地域自治区の区域	略			<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高遠町地域自治区事務所</td> <td>伊那市高遠町西高遠810番地<sup>1</sup></td> <td>高遠町地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略			高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠810番地 <sup>1</sup>	高遠町地域自治区の区域	略		
名称	位置	所管区域																							
略																									
高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠1806番地	高遠町地域自治区の区域																							
略																									
名称	位置	所管区域																							
略																									
高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠810番地 <sup>1</sup>	高遠町地域自治区の区域																							
略																									

# 議案第4号関係資料(1)

## 伊那市税条例等改正概要

改正事項		関係条項	施行期日	
<b>1 市民税関係</b> (1) 平成33年度以降の個人市民税について、非課税の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円とするもの(125万円→135万円) (2) 平成33年度以降の個人市民税の配偶者特別控除について、対象となる配偶者の前年の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げるもの(38万円超123万円以下→48万円超133万円以下) (3) 平成33年度以降の個人市民税の基礎控除について、合計所得金額2,400万円超の納税義務者に係る基礎控除を控除額が逡減・消失するようにするもの (4) 国内大法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等)の法人住民税に係る申告書の提出については、電子申告によるべきとするもの		伊那市税条例 第24条、附則第5条 “ 第34条の2、第34条の6 第48条	平成33年1月1日 “ “ 平成32年4月1日	
<b>2 固定資産税関係</b> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る一定の発電設備の固定資産税の特例について見直したうえ、平成32年3月31日まで延長するもの 附則第10条の2		伊那市税条例 附則第10条の2	公布の日	
項	参照地方税法	対象	改正前の課税標準額	改正後の課税標準額
7	法附則第15条第32項第1号ハ	水力発電設備のうち出力が5,000kw以上	価格に1/2を乗じた額(1/2減額)	価格に2/3を乗じた額(1/3減額)
8	法附則第15条第32項第1号ニ	地熱発電設備のうち出力が1,000kw以上		
9	法附則第15条第32項第1号ホ	バイオマス発電設備のうち、出力が10,000kw以上20,000kw未満		
10	法附則第15条第32項第2号イ	太陽光発電設備のうち出力が1,000kw以上	価格に2/3を乗じた額(1/3減額)	価格に3/4を乗じた額(1/4減額)
11	法附則第15条第32項第2号ロ	風力発電設備のうち出力が20kw以上		

改 正 事 項					関係条項	施行期日																										
<b>3 たばこ税関係</b> (1) 国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持し、地方のたばこ税を平成30年10月1日から3段階で1本当たり0.5円ずつ計1.5円（国、地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）引き上げるもの （税率：円／1,000本当たり）					伊那市税条例 第93条の2、第94条、第95条 伊那市税条例の一部を改正する条例 附則第5条	平成30年10月1日から3年間かけて3段階で引上げ																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="3">改 正 後</th> </tr> <tr> <th>H30. 10. 1</th> <th>H32. 10. 1</th> <th>H33. 10. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方のたばこ税</td> <td>6,122</td> <td>6,622</td> <td>7,122</td> <td>7,622</td> </tr> <tr> <td>  道府県</td> <td>860</td> <td>930</td> <td>1,000</td> <td>1,070</td> </tr> <tr> <td>  市町村</td> <td>5,262</td> <td>5,692</td> <td>6,122</td> <td>6,552</td> </tr> <tr> <td>(参考) 国のたばこ税</td> <td>6,122</td> <td>6,622</td> <td>7,122</td> <td>7,622</td> </tr> </tbody> </table>								現 行	改 正 後			H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1	地方のたばこ税	6,122	6,622	7,122	7,622	道府県	860	930	1,000	1,070	市町村	5,262	5,692	6,122	6,552	(参考) 国のたばこ税	6,122	6,622
	現 行	改 正 後																														
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1																												
地方のたばこ税	6,122	6,622	7,122	7,622																												
道府県	860	930	1,000	1,070																												
市町村	5,262	5,692	6,122	6,552																												
(参考) 国のたばこ税	6,122	6,622	7,122	7,622																												
(2) 平成30年10月1日から5段階で加熱式たばこに係る課税方式を、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直すもの（従前は重量により換算）					伊那市税条例 第94条	平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行																										

## 議案第4号関係資料(2)

### 伊那市税条例新旧対照表（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<u>第48条第10項から第12項までを除く。</u>）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一年生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が<u>同一年生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>

旧	新
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については</u>、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>(調整控除)</p> <p>第34条の6 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p>	<p>(調整控除)</p> <p>第34条の6 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p>

旧	新
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において、純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年</p>

旧	新
<p>の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に</u></p>



旧	新
	<p><u>同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>
	<p><u>(製造たばこの区分)</u>  <u>第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u>  <u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u>  <u>ア 紙巻たばこ</u>  <u>イ 葉巻たばこ</u>  <u>ウ パイプたばこ</u>  <u>エ 刻みたばこ</u>  <u>オ 加熱式たばこ</u>  <u>(2) かみ用の製造たばこ</u>  <u>(3) かぎ用の製造たばこ</u></p>
<p>(市たばこ税の納税義務者等)  <u>第92条 略</u></p>	<p>(市たばこ税の納税義務者等)  <u>第92条の2 略</u></p>
	<p><u>(製造たばことみなす場合)</u>  <u>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p>

旧	新																								
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</u></p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p> <table border="1" data-bbox="116 603 958 829"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	略		<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、<u>紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 603 1993 829"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項におい</u></p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	略	
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
略																									
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
略																									

旧	新
<p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>て同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>

旧	新
	<p><u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p>
<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>
<p>(たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。</p>	<p>(たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>9 <u>法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>10 <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>

旧	新
<p>8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

## 議案第4号関係資料(3)

### 伊那市税条例新旧対照表 (第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>20 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>20 略</p>

## 議案第4号関係資料(4)

### 伊那市税条例新旧対照表 (第3条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ 略</p> <p>4～10 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ 略</p> <p>4～10 略</p>
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>



## 議案第4号関係資料(5)

### 伊那市税条例新旧対照表 (第4条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 略</p>
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>

# 議案第4号関係資料(6)

## 伊那市税条例新旧対照表 (第5条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻た</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該</p>

旧	新
<p><u>ばこの本数に換算する場合</u>における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 略</p>	<p>製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 略</u></p>

## 議案第4号関係資料(7)

### 伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第95条の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。</u>以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 略</p>	<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>伊那市税条例第95条の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>伊那市税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。</u>以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 略</p>

旧		新																									
<p>13 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p>		<p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p>																									
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第5項</th> <th>前項</th> <th>第13項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>平成31年4月30日</u></td> </tr> <tr> <th>第6項</th> <td>平成28年9月30日</td> <td><u>平成31年9月30日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>	<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第5項</th> <th>前項</th> <th>第13項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>平成31年10月31日</u></td> </tr> <tr> <th>第6項</th> <td>平成28年9月30日</td> <td><u>平成32年3月31日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		第5項	前項	第13項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
第5項	前項	第13項																									
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																									
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>																									
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>																									
第5項	前項	第13項																									
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																									
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>																									
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>																									

## 議案第4号関係資料(8)

### 伊那市都市計画税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～3 略            (法附則第15条第44項の条例で定める割合)            4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。            (法附則第15条第45項の条例で定める割合)            5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。            6～13 略            14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。            15～19 略</p>	<p>1～3 略            (法附則第15条第43項の条例で定める割合)            4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。            (法附則第15条第44項の条例で定める割合)            5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。            6～13 略            14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。            15～19 略</p>

## 議案第5号関係資料

### 伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、<u>第2項</u>及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供</u></p>

旧	新
	<p><u>される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 保育園、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達</u> <u>の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配</u> <u>慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じ</u> <u>ることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規</u> <u>定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅</u> <u>に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限</u> <u>る。）</u></p>
<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>	<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日</u>の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を</p>	<p>1 略</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）</u>の前日において現に存する法第</p>



旧	新
<p>目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>（小規模保育事業B型等に関する経過措置）</p> <p>4 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p>	<p>39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>（小規模保育事業B型等に関する経過措置）</p> <p>5 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p>

旧	新
<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>